

南砺市農業委員会第34回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5年 3月 28日
- 2.開会時刻 令和 5年 5月 9日 午後1時55分
- 3.閉会時刻 令和 5年 5月 9日 午後3時50分
- 4.場 所 福光庁舎別館 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	欠
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第162号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第163号 農用地利用集積計画（案）の決定について

第3 協議第29号 令和4年度最適化活動等の実施状況の公表（案）及び令和5年度最適化活動の目標等（案）について

第4 報告第66号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長	<p>予定時刻より早いですが、本日まで出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。</p> <p>連休明けの忙しいときに開催となりましたが、お集まりいただきありがとうございます。先日は大雨が降りまして、農地が抜けたという話も聞いています。基盤整備から50年経っているいろいろでできているのかなと思っているところです。麦のほうですが、かなり早く収穫期が訪れるのではないかと考えています。米のほうに関しましては適宜作付けのほうをお願いしたいと思っています。</p> <p>それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中19名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。</p>
会長	<p>皆様お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。最近いろいろと農業委員の責任が重くなってきました。5反要件の撤廃、企業の農業への参入等いろいろありますが、適切に処理するようお願いいたします。</p> <p>会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。</p> <p>本日の署名委員は13番委員、14番委員の2名の方よろしくようお願いいたします。それでは議事に入ります。</p>
議長	<p>議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>＝議案第161号について議案書をもとに朗読・説明＝</p>
事務局	<p>今回5件の申請がありました。</p>

面積は 田 5,967 m² 畑 2,363 m² 合わせて 8,330 m²です。
受付番号 1 番です。

譲渡人である〇〇〇さんは、ほかの農地でいちごを栽培しておられまして、申請地ではいちご苗の育苗場所として育苗ハウスを構築して、高設栽培で親株の育成と子苗株の育成を行いたいとのこと。現状 1600 株あるところ 1000 株増やして 2600 株にしたいとのこと。一筆は原野化しているようにも見えるが、きれいにして利用するという事で申立書も提出されています。

受付番号 2 番です。

申請地はもともと別の方が耕作されていたが、譲渡人である〇〇〇〇さんが労力不足のため今後も耕作できないということで、誰かに譲りたいと 2 年程前からいろいろな方に相談していました。今回、〇〇地区では基盤整備をすることになり〇〇〇〇さんが譲り受けることにしたものです。譲受人さんはもともとこの農地の耕作の手伝いをしていたということで、今回所有権を取得して今後も耕作に携わっていくというものです。

受付番号 3 番です。

申請地はもともと今回の譲受人〇〇〇さんのお母さんが利用権設定をして耕作をされていたのですが、譲渡人〇〇〇さんが県外にいて耕作できる見込みがないため、一緒に耕作されていた耕作者の家族へ譲り渡すことにしたものです。

受付番号 4 番です。

申請地は柿の木が植わっているものの今まで放置されていたのですが、このたび譲受人〇〇〇〇さんが譲り受けて柿の木を利用することにしたものです。

受付番号 5 番です。

申請地の隣にある農地は、R5 年 2 月 2 日の総会で分家住宅を建てたいということで、5 条申請を審議いただき、許可が下りたところ。今回の申請地は分家住宅を建築予定の農地の前の小さい畑でありまして、5 歳と 3 歳のお子さんたちの食育を兼ねて野菜づくりをしたいということです。住宅から歩いて 1 分ほどなので安全な場所であるし、譲受人自身は小さいときから祖父が野菜を作るのを見て育ってきたのと、近年では父母が行う野菜づくりを手伝ったりもしているので経験もあるとのこと。

いずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないた

め、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 161 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 162 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 162 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 3 件の申請があり、田 748 m² 畑 245 m² 計 993 m²です。

プラント置場 (一時転用)	1 件	田	1 筆	471 m ²
分家住宅敷地	1 件	田	1 筆	277 m ²
車庫敷地	1 件	畑	1 筆	245 m ²
計	3 件		3 筆	993 m ²

受付番号 1 番です。

市道〇〇〇〇線の道路改良事業において地盤改良を実施する際のプラント置場にしたいというものです。この事業は道路拡幅工事を行う事業で、拡幅部分の地盤が弱いため、地盤改良を行う必要があるとのこと。地盤改良のためのサイロ等の機材を設置するには平らな場所が必要ということで、付近で平らなところを探したところ申請地しかなかったため一時的に機材を置きたいというものです。一時転用期間は許

可後～12月28日まで6か月の予定です。施工後は撤去し農地に戻すということです。

農地区分は農用地、許可基準は一時転用と判断しております。

受付番号2番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、現在市外の共同住宅にお住まいです。〇〇市に勤務していたので付近に住んでいますが、今は〇〇市に勤務しており、奥さんも4月から〇〇市の学校に通っているため、現在の住まいでは通勤・通学に不便であり、早く安定先を決めたかったこともあり、住宅建築を計画したものです。将来的には共働きで子育てをしたいのと、農繁期には実家の農業も手伝っているため、実家のそばの申請地を選定したものです。

農地区分は用途地域のため3種農地、許可基準は原則許可と判断しております。

受付番号3番です。

前回総会で、分家住宅を建築するという目的の5条申請を審議いただき許可が下りた〇〇〇さんが、今回さらにその横に車庫を建てたいということで申請があったものです。本来なら住宅建築の申請と一緒に提出される案件でしたが、譲渡人が違うので手続きが大変な方から提出してしまったということだそうです。

農地区分は2種農地、許可基準は代替可能性勘案の必要なしと判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第162号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとした

します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 163 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 163 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は 4 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、211 件・477 筆の申請がありました。面積は、田 815, 127. 45 m²、畑 1, 563 m²で計 816, 690. 45 m² です。

13～35 番は○地域ということで 0 円設定となっています。

44 番は仲間田と合わせて預けるものであります。

45～46 番は所有者は別ですが、仲間田であったり近くにあったりするので今回まとめて預けることになったということです。

47 番も仲間田になっているようで今回まとめられるということだそうです。

51～53 番は急遽来月回しになったということ欠番になっています。

54 番以降は農地中間管理機構を通して担い手に配分する案件です。

この中で 99 番が三角形の田というよりは畑となっているので、耕作に条件が悪いため 0 円設定となっています。

102 番は家と家の間にあるような田というよりは畑になっている場所で、これも 0 円設定となっています。

121 番は○○川と○○○川が合流する Y 字のところにある農地で、細長い形をしていて耕作しづらいところのため 0 円設定となっています。

176 番はちょっと手を加えないといけない農地のようでして、そのため 0 円設定となっています。

流動化率は前回より微増の 59. 17%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 163 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 29 号 令和 4 年度最適化活動等の実施状況の公表（案）及び令和 5 年度最適化活動の目標等（案）について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 29 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

4 年度の実績と 5 年度の目標です。

まずは 4 年度の実績です。2 の「農家農地等の概要」というところは農政課からいただいたデータで作成してあります。最適化活動の成果のほうですが、目標の集積率にはあと少しとなっています。遊休農地については、皆様方にご協力をいただきながら農地パトロールを実施したところですが、その後の意向調査が進んでいない状況です。新規参入は、目標には届かず伸び悩んでいる状況です。新規参入の相談会は例年どおり 8 月に実施したところですが、推進員の点検・評価結果は後ほどまた述べたいと思いますが、一人当たりの活動日数の目標を上回る結果が得られた人数が少ない結果となりました。

これを受けまして令和 5 年度の活動目標です。集積率は目標がもう目前ということですし、遊休農地は昨年農地パトロールをしていただいた分が増えています。新規参入の促進につきましては、過去 3 年の実績から割り出して目標を設定してあります。最適化活動の目標日数はちょっと大変だとは思いますが、昨年同様となっています。新規参入も昨年同様開催する予定となっています。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 いろいろ細かい事務に大変だと思いますが、実施状況の公表というのはどこに公表するのですか。県に公表するとうことですか。

事務局 計画は県の農業会議に事前にお知らせして、中身の精査を受けた段階で本日お諮りしている状況です。本日ご承認いただければ、県に提出しなければならないですし、農林水産公社のほうにも送付いたします。何よりも市のホームページに載せます。

〇〇委員 県の農業会議に公表するための提案・決議ということですね。では農業会議はこの資料をどんなふうにご利用するのですか。

事務局 この公表につきましては、農業委員や最適化推進委員がどのような活動をしているかを皆さんにお知らせするものであります。県のほうでこれを使って何かしようとするものではなくて、国のほうでこういうふう公表して、農家の皆さん・地域の皆さんに取り組み内容を公表してオープンにすることを勧めているのだと思います。

〇〇委員 分かりました。

議長 ほかにご意見・ご質問等ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第 29 号 令和 4 年度最適化活動等の実施状況の公表（案）及び令和 5 年度最適化活動の目標等（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

報告第 66 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書に
ついて、事務局より説明を求めます。

＝報告第 66 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 29 件の届出がありました。
面積はすべて田で 90,175.45 m² です。
受付番号 1～2 番は、3 条申請するために合意解約したも
のです。

受付番号 3～4 番は、もともと耕作していた集落営農に戻す
ために合意解約するものです。

受付番号 5 番は、ほかの契約内容はそのままに担い手だけ
がかわるため、配分側のみ合意解約するものです。

受付番号 6～12 番は、中間管理機構通しに変更するために
合意解約したものです。

受付番号 13～14 番は、中間管理機構通しにして耕作者を変
更するために合意解約したものです。

受付番号 15～16 番は、中間管理機構通しにするために合意
解約したものです。

受付番号 17～18 番は、契約期間を統一するためにいったん
合意解約したものです。

受付番号 19～20 番は、耕作者を変更するために合意解約し
たものです。

受付番号 21 番は、中間管理機構通しにするために合意解約
したものです。

受付番号 22 番は、中間管理機構通しにして耕作者を変更す
るために合意解約したものです。

受付番号 23～26 番は、耕作者を変更するために合意解約す
るものです。

受付番号 27～28 番は、中間管理機構通しにするために合意
解約するものです。

受付番号 29 番は、3 条申請するために合意解約したも
のです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 その他について私からいくつかおつなぎします。
・農業共済の理事に田中市長が入られました。
・常設審議委員会の委員に富山県の農林水産委員長が入っている。今までは氷見の県議さんだったのですが、今度南砺市の安達議員さんが入られる予定です。

議長 その他について事務局からお願いします。

事務局 ・4月から5反要件がなくなりましたが、空き家に付随する農地として下限面積の引き下げを行った筆がまだ3~4件あったかと思えます。その中で10月4日の総会の際に承認いただきました〇の〇〇さんの件は、3/29に登記完了の報告を受けました。これまでなら今回の総会で解除の承認をいただくところだったのですが、下限面積要件がなくなったためその必要もなくなったということで、口頭でご報告させていただきます。もう1件は12/5の総会で〇〇地域の〇さんの件でご承認いただいていたのですが、4/12に登記完了したということを知っております。
今後は承認申請も解除もする必要はないのですが、この2件についてはちょうど時期の狭間ということでご報告させていただきました。
・3/27総会で承認いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、前回3月27日の総会では、農地の集積・集約化の3月末数字がまだ出ていない段階だったので正式な数値が出ていませんでしたが、今回正式な数値が入ったものを配布させていただきました。(その他いくつか修正箇所を今回合わせて説明したところ、一部確認必要な箇所判明したため、確認して次回再報告)
・推進委員等の点検・評価結果について説明

議長 その他の件について何かご意見はございませんか。

〇〇委員 自分は農業委員として常日頃何に気をつけないといけない

かを考えていて、集落が団結していないところほど難しい問題が出てくるなと思っていて、農業委員としてしっかりと教えていただかないといけないなと思っています。抽象的で申し訳ないが、農業委員 20 名それぞれいろんな環境があるので簡単には答えられないとは思いますが、またよろしく願いいたします。

事務局

集積率ということでは県内では高くなっていると思います。農業委員・最適化推進委員はそれが第一の目標みたいになっていると、国の動きはそこかなと思っていますので、当然その辺はクリアしてるのかなと思っています。少子高齢やいわゆる団塊の方もという話も聞いており、今後持続が厳しいという状況も見受けられますし、営農でしっかりやっている方々からもあまりいい話が聞こえないというのがありますので、持続なり遊休農地の解消なり、農地を農地として健全に保全されていくところに皆さんの力添えをいただきたいと思っています。

事務局

農業委員さんの仕事といえば、この会合にきていただきまして審議していただくことも仕事のひとつでありますし、地域のほうでは農地を農地としてしっかり耕作されていることを確認していただく、またそんな風に耕作していただけるように仲介とかしていただくのも仕事かなと思っています。特に〇〇委員さんの地域は 100%に近い集積率になっておりますし、一部個人や集落営農でやっている方もあるかと思いますが、そういう人達が誰に預ければいいかとなったときにご相談いただくようなことをしていただく。また農地は農地でないような使い方をしていた場合は、こちらの方に言っていていただいて指導していくという話にもつながっていくと思いますので、地域の中でどういう風に農地が使われているかの確認が一番大事かなと思っています。当然先ほど言った仲介というのが大事な話だと思いますので、担い手のほうにどう繋げていくかということも重要な役割だと思います。

〇〇委員

ありがとうございます。実際 1 町以上の面積でこれはという地域があるのですが、その地区が何も言ってこない限りはこちらから動きをとらなくてもよいですか。しっかりした地区ですから、たまたま年齢の関係で、一町田ですけど不作付

け地というか、田植えの時期なのに田植えしてなかったりするの分かるのですが、そういうのは農業委員として行動を起こさないといけないのかどうなのかと思ひまして。

事務局 状況の確認はしていただきたいです。本人に直接きくのではなくて、周りの人に聞くのもひとつの手かなと思います。耕作放棄地につながるようなことがあるようなら、調査してほしいです。

〇〇委員 耕作放棄地にはなっていないです。高齢の方一人だと思われまます。

事務局 一町田になっているようなところで基本的に個人の方っておられない気がするが、どうなんでしょうか。

〇〇委員 営農組合に入っていないのでしょうか。それはちょっと確認してみます。

事務局 〇〇地区のことでしょうか。

〇〇委員 違います。そちらに一度相談に行かれた方です。

事務局 もしかしたら有機の関係かなと思うのですが、その関係でできないというのであれば、直接どうして耕作しないのかと聞いていただければありがたいと思います。

〇〇委員 その地域に推進委員はいるが、共同責任だなどと思ひまして、それでちょっと聞いてみました。

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

〇〇委員 企業が農地を受けたいという相談を受けた場合、南砺市はどのような段取りで動くものなのですか。

事務局 今まで何件か実績としてありましたし、相談もあります。その場合はまず法人さんの規約定款の中に農業が入っているか、そういうことを確認することと、確実に農業ができるかどうかを確認したいと思ひますので、農業機械の購入とかそ

ういうところも全部確認して進めさせていただいています。新規参入で何となく怪しいところがあることもありますので、やっぱりそういうところを確認していかないといけないと思っています。耕作があくまで目的で将来的にそこを転用する目的で取得されることが非常に困るので、そこらへんのチェックを厳しくしないといけないです。本当に耕作するのが最重要チェックポイントだと思います。

〇〇委員　今までは一般的に企業自体が農地所有適格法人になっていない場合がほとんどだと思うので、子会社を作って事業の半分以上が農業として成り立つような経営方針を出して、農地を取得するというのが一般的なやり方だと思います。新聞の中身を見ると、自治体が構造改革特区として申請してという話になっていたものですから、南砺市が構造改革特区として花火を打ち上げる、そういうようなことがあってそのあとで企業が申請するという手順になっていくのかどんな段取りなのかなと思ひまして聞いてみました。

事務局　特区までは考えておりません。この間視察に行ったところは特区をとっていたところですが、そこが最近はある程度効果がないという感じだったように聞いている。南砺市の場合はほとんど集積が進んでいるということで、条件の悪いところにしかなかかなか行けないのかなと思います。なのでやはり特区までは出来ないかなと思います。ただ、集落営農がそういうところに全部預けるとかいう話になる可能性もゼロではないかと思っていますので、そういう観点からも敢えて特区にする必要はないものと思っています。

〇〇委員　もう1点、今度新たに農業委員の仕事として大変だなと思っているのが、2年間のあいだに利用計画の地図を作りなさいという恰好でスタートすると思っているのですが、これは個々の農業委員にかなり負担がかかると思います。まずはじめにする手数としては、現状の地図を作ってみなさんと論議するところから入っていくと思うのですが、具体的に地図をどういう手法で作られるのか、誰が作るのかといったことはどういうような形態でいくのでしょうか。

事務局　現状の地図を作るのは非常に難しいと思ひまして、今

事務局のほうでちょっとずつ作っています。これをたたき台にして、現状の地図を将来10年後こういう形にというのまで作ればいいかなと思ってます。それをたたき台にしてみなさんの方から意見を聞いて、修正していくという形のほうがいいのかなと思っています。やっぱり現状の地図を作らなければ、計画の地図は作れないですので、まずは現状の地図を作って将来集積だけでなく、集約のほうまで話をもっていけないといけないと思いますし、そういうところから話し合いを進めていきたいと思っています。この地域計画の話し合いについては、農業委員さんを中心となっていますが、職員も必ずついていかなければならないと思っています。それが市の職員だけというわけにはいかないと思いますので、地域のことを分かっている農協の営農指導員さんにもご協力をいただきたいと思っていますし、県の農林振興センターの方にもお願いしたと思っています。

〇〇委員 はい、わかりました。

議長 ほかにご意見・ご質問はありますか。

〇〇委員 新規の個人の方が農業に参入したいというときに、ここに農業員会のフォローアップということも書いてありますけど、最初に相談するようにアドバイスするのは、農協さんなのか、農林振興センターさんなのか、市なのか、どちらのほうに最初にご相談に行ってもらえばよいのか、その道筋というものがあるのでしょうか。

事務局 南砺で暮らしません課のパンフレットには載せているのですが、新規就農者が相談に来たいという場合、地元の方であれば農協さんに相談される方も多いと思います。移住者の方ですと農林振興センターや市に来られるのかなと思います。その場合、どちらの窓口からでも必ず補助金の支援の方法というものがあると思いますので、必ず市の農政課のほうには連絡いただいて、どういう支援の方法があるか説明させていただきます。その中でどういう農業をやりたいかといった話をお聞きして、市の農政課では、こういう農業をしている方がいらっしゃいますよということを紹介したり、例えば研修を受けたいなという方がおられれば、個人の農家のところで

1～2年研修できる制度がありますので、そういうことを紹介させていただいたり、それが終わったあとには、今は3年ですが、農業機械の購入の支援とかもありますので、そういうことをお伝えしています。

〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員 お恥ずかしい話ですが、私の地域よりもちょっと離れたところで、風の便りで、田んぼを今年でできないから来年預けたいという話を聞きました。それを私は直接聞いた訳ではないのですが、そういう場合農業委員として、聞きにいいものか、また仮に相談されたとしたら誰を紹介すればいいのか全く分からないのに、安易に相談を受けていいのか、どうしたらいいのか、そのへん全くあいまいな話なのですが、どうしたらよいのでしょうか。

事務局 以前であれば農地利用集積円滑化対策というのがありまして、それは農協さんが担っていましたので、基本的に農協さんをお願いしていたところがあります。現状でも農業再生協議会の中で、仲介とかは市の農政課で、中間管理機構とかを活用するために間に入ることを勧めていますが、その中でも農協さんをお願いしている部分もまだありますので、こちらのほうに来ていただいて仲介をお願いするか、農協さんのほうをお願いしていけば、だいたい間には入っていただけかと思っています。敢えてそこまでをするのかという話になったときに、本格的に本人さんが思っているのかも分からない状況で、こちらから首をつっこむとおせっかいになる可能性もあるかと思えます。その人が本格的に預けたい場合はどこかには相談に行かれると思います。市のほうに来られたときは地元農業委員さんや農協さんに相談していただくようにしています。ただ、どこにどんな担い手さんがいるかという情報は提供させていただいております。

〇〇委員 私のほうとしてはどこにどんな担い手さんがいるという情報は提供できないので、やはり市役所さんの方で相談してくださいと言ってもよろしいですか。

事務局 そこはそういうことになるかと思えます。相談は受けれる

ようにしておいていただいて、断るというよりは農業委員さんからこちらに言ってもらってもよいと思います。

〇〇委員 では、そういう方向で話があればよろしく願いいたします。

事務局 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんでしょうか。

〇〇委員 認定農業者とか大規模経営の法人組織の場合、ほとんど今日の総会に提出された資料のように利用権設定等の手続きがされます。問題なのは相対、これは避けて通れない話なのですが、実は認定農業者でない方が相対で耕作している面積がある実態があります。それで、例えば農業委員会として、農業委員会が認定するのは難しいのかもしれないですが、みなしの認定農業者とする制度があるのかないのか。実は認定農業者でもない、法人でもない方が相対で耕作しているところがうちの地域に散見しています。それは統計的には数字に表れないのです。任意団体である集落営農組織があつて、そこから農地を借り受けてさといも・人参・水稻もやっています。1ha や 2ha どころの面積ではないのです。その組織は、自分の住んでるエリアの高齢者の田んぼも預かっているという実態があるのです。その人とうまく関係がよくない方は法人組織に、それも相対で預けるといのがありまして、相対も見方を変えればそれなりのところをいってるのかなと思いますので、もしかして組織でもないし、認定農業者でもない方が、受け手の側になってやっているという実態をうまく反映できるようなシステムみたいなものがあるのかないのかお聞かせいただければと思います。

事務局 現状の人・農地プランというのを聞かれたことがあるかと思ひます。人・農地プランでは、地域の中で担い手となる方とは認定農業者とか任意も法人も含めた集落営農組織とかそういう方を言ひます。またそれ以外にもうひとつ、先ほど資料の中にも言葉が出ていましたが、基準構想到達者という方、これらを含めた方全てを中心経営体ということで人・農地プランに掲載させていただいておひます。基準構想到達者とい

うか、中心経営体になる方に預けた場合が集積率として反映されてくるということになっておりますので、小規模の方が集積された場合は、基本的にそれは集積の扱いにはならないのかなと思います。ただ、基準構想到達者というのがどれくらいかと言いますと、南砺市では農業所得が約 500 万円、中山間地域なので8掛けの 400 万円まではOKとしております。認定農業者もそういう形で申請して審査させていただいています。ただ、基準構想到達者をちょっと拡大解釈しても構わないのかなと思いますので、そういう方を面積に入れてもいいのかなと思います。任意組織であれば基本組織として利用権設定はできないので、この組織と契約する場合は特定農作業受委託という形になるかと思っています。この契約は当事者どうしで交わすもので、そういう形で集約していくものと思っています。

〇〇委員 だいたいわかりましたが、今回申し上げた人は水稻で 5ha、その中の半分は畑作で利用している。水稻だけなら 3ha そのほか自分の住んでるエリアのところで 2ha くらいは自前でやっている。所得もさきほど言っておられた金額がゆうに超えていると想像されるので、この方を入れられるようにまた声掛けしてもらえればと思います。

事務局 先ほど言いました到達というのは、これから到達しそうなくらいに集積されると見込まれる方も含めますので、地域のほうで話し合いの中からこの人を中心経営体に位置づけた方がいいよという話が皆さんから出られればいただいていると思いますので、また地域の方と話し合いいただければと思います

議長 ほかにございませんでしょうか。

〇〇委員 遊休農地の解消とか発生防止の活動と書いてあるが、私のところは耕作放棄地がたくさんあります。あることがあってその人に会いにいったことがあるのですが、何しに来たのか、構ってくれるなという感じでした。そういうふうに言われたらこちらもどうすることもできないし、何の権限があるわけでもないのに活動もちゃんとしていないと言われても弱りません。前も言っていたが、畑地にコンクリートを使用した基盤

安定を施していたので注意したが、改善されなくて結局どうしようもできなくて警察沙汰にするしかない状況でした。活動をしっかりするように言うなら権限をしっかりとつけるとか、どうしようもできないならここまでと線引きをするとはっきり示してもらわないとやっけていても納得できないです。

事務局

その話の結果については、また確認して報告します。県が何かしら動いていると思います。耕作放棄地が多いところはなかなか難しいかと思います。救わないといけない農地もあれば、どうしても再生できないような農地もいくつかあると思います。もったいないと思う農地は救っていかないといけないと思います。全部の農地は難しいと思いますので、できそうなところは声掛けしていただいて、本人がさきほどのように言われたらそれは仕方ないと思います。活動していただく中で解消に至らないこともあるかと思います。

事務局

地元・近所の話だと思いますので、気が付かれたら様子を伺っていただいて確認をしていただくことがまずやっていただきたい活動かなと思います。ただやっぱり権力があるわけでもないですし、解消できないからといって罰則があるわけでもないですし、本人さんがそういう状況なら見守るしかないと思います。ほかの営農の方と情報共有するとかいろいろなことはやっていただいて、当然こちらにもご相談いただくことは必要なのかなと思います。

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

事務局

・アグリとやま配布

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和5年6月5日(月)午後2時から、場所は南砺市役所別館3階大ホールとなります。

議長

以上で、南砺市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時50分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長